

## *PwC Tax Insight (No.26/2017)*

### 関税法改正に伴う更正通知書の発行

Issue 06 December 2017



.....  
関税法の改正に伴い、未決着の調査案件において突然更正通知書が発行される事例が見られます。  
.....

2017年11月13日に新関税法が施行されることを受け、多くの企業に対して関税局より更正通知書が送付されていましたが、その中には、新法の施行直前に発行されたものもあります。

通常、更正通知書では高額な関税の納付を命じられ、特に数年間遡及される事後調査においては罰金を含め、影響額が大きくなります。会社が更正通知書に同意しない場合は、不服申立を認められますが、更正通知書受領日から30日以内が期限となります。また、不服申立を行う場合も、更正通知書受領日から30日以内に一旦税額を納付しなければなりません。さらに、更正通知書は輸入申告書毎に発行されるため、一通一通に対して不服申立を行う必要があり、会社にとっては大きな事務負担となります。

現行の規則では、更正通知書に従って一旦税額を納付する代わりに、保証金の差入により、納付延期の申請も認められますが、関税局長官の書面による承認が必要となります。

新関税法施行の前後に更正通知書を受領し、不服申立を予定している場合は、受領後30日以内に手続きを完了するよう注意する必要があります。また、30日の期限を経過した場合、不服申立の権利が失効するため、納付延期を希望する場合は、できる限り早急に税関担当官と協議することをお勧めします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

Paul Sumner

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uzumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uzumi@th.pwc.com)

Nu To Van

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)

Santi Kongsithidej

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) [mayumi.yamamoto@th.pwc.com](mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com)

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).